

いちき串木野

第15号

平成20年8月20日発行

市議会だより



ヨットを体験する土川小学校の子どもたち(15 ページに写真の説明)

エネルギーセンター特別委員長報告
委員会審査の主な内容
一般質問

2～3 ページ
4～8 ページ
9～14 ページ

定例会審議結果
議会の動き

15 ページ
16 ページ

発行：いちき串木野市議会 編集：いちき串木野市議会広報特別委員会

〒896-8601 いちき串木野市昭和通133番地1 TEL0996-33-5648

いちき串木野市ホームページアドレス <http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/>

いちき串木野市議会Eメール gikail@city.ichikikushikino.lg.jp

エネルギーセンター調査特別委員会・中間報告

早期の決断と今後の財政計画求める

10 人の委員を以って構成する市来一般廃棄物利用エネルギーセンター調査特別委員会は、先の第 1 期特別委員会が、当局の早期決断を強く求めたものの依然として閉塞状態にあること、さらには施工責任をめぐる裁判等多くの課題が山積することから、議会として引き続き特別委員会を設置し、市民への説明責任も果たすべきとの結論を受け、平成 21 年 11 月 12 日までの設置期限を付して設けられました。これまで 8 回にわたる委員会を開催し、第 1 期特別委員会の調査結果等を踏まえながら、現地調査、当局からの説明をはじめ、参考人からの意見聴取を行ってきましたが、その中間報告を行うものです。

<委員会の経過>

第 1 回 12 月 27 日

第 2 期特別委員会スタート

第 2 回 2 月 12 日

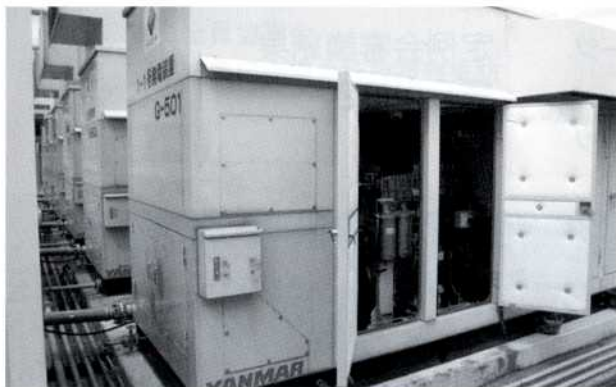
現地調査を行うとともに、当局からの現状及び経過報告を受け、今後の委員会の進め方について協議

第 3 回 2 月 29 日

前市来町長の久保幸夫氏から 2 月 22 日に提出された要望書の取り扱いについて協議

第 4 回 3 月 18 日

前市来町長を参考人として招致。「改質炉増強工事に係る工事費用 5000 万円のうちエコミートの半額負担については、多くの立会いの下、信頼関係にもとづき契約した。契約書等は取っていないことは不手際であったと反省している。また、道前築炉工業から無償による改善工事の申し出があったが、市当局は元請の三井三池・エコミートならよいが、道前築炉工業には改善させない姿勢であった」とのことである。



エネルギーセンターの発電装置

第 5 回 4 月 9 日

改質炉の能力増強工事を行った道前築炉工業の道前社長以下 2 名を招致。「エネルギーセンターの今後の改善手法と所要経費については、建屋を除き約 5 億円を見込み、費用負担については、無償ではなく、市と道前築炉工業、東急建設と共同で改善工事に取り組みたい」とのことであった。

第 6 回 5 月 9 日

第 4 回と第 5 回の特別委員会のとりまとめを行ったが、両者に大きな差異があることを確認した。

委員会としては、再度、当局の考え方を確認するために、次回委員会に市長の出席を要請することとした。

第 7 回 5 月 20 日

当局の現状説明では、「今秋には会計検査院の検査結果が出るのではないかと見込んでいる。補助金は、環境省分が 2 億 4793 万 8000 円、NEDO 分が 5475 万 6000 円の合計 3 億 269 万 4000 円で、起債に伴う交付税措置額は平成 15 年度から 19 年度の 5 年間で 5134 万 5000 円である。施設改善の責任については、法的措置を検討している。施設の状況は、4 月末に乾燥機が故障し、補修と原因究明を求めている」とのことであり、平成 19 年度までの運営経費は、改質炉工事分を含め 3 億 7032 万 1000 円に上っており、発電部門については断念せざるを得ないとの答弁であった。

第 8 回 6 月 9 日

これまでの調査内容や参考人の意見、当局の考え等を取りまとめた。

補助金上回る経費を懸念

(まとめ)

施設の改善については、当初計画どおり発電までを目指して8億円余の改善工事を実施した場合でも確実に安定的な運転が確保されるか不明とされている。

さらに、道前築炉工業が無償で改善工事を行うとのことについては、前市来町長は「市当局が申し出を認めない」との主張であるが、道前築炉工業は「新たに東急建設の協力を得て最大限の努力を行うものの、市の負担も発生する」とのことで、双方話の内容に食い違いが生じ、暗礁に乗り上げた状態になっている。

会計検査院による初回の検査から既に3年近くなるとしており、この間の施設の運転経費は多額に上っている。さらに市当局は補助金適正化法の制約により平成22年度までは運転せざるを得ないとのことで、これらの運転経費は補助金総額等を上回ることが懸念される。

本年4月、市内16地区で実施した「議会報告会」では、ほぼ全域でエネルギーセンターに関する強い意見が出された。早急に決断し、今後の見通しが立たない現状を踏まえると施設の運転を止めるべきとの意見も多く出され、さらに市民に十分な情報が伝わっていないとの不満も強く出された。

エネルギーセンターの本来の目的は、単なるごみの焼却処理ではなく、ごみから取り出したガスを使った発電施設である。これまで種々の改善を行いながらも

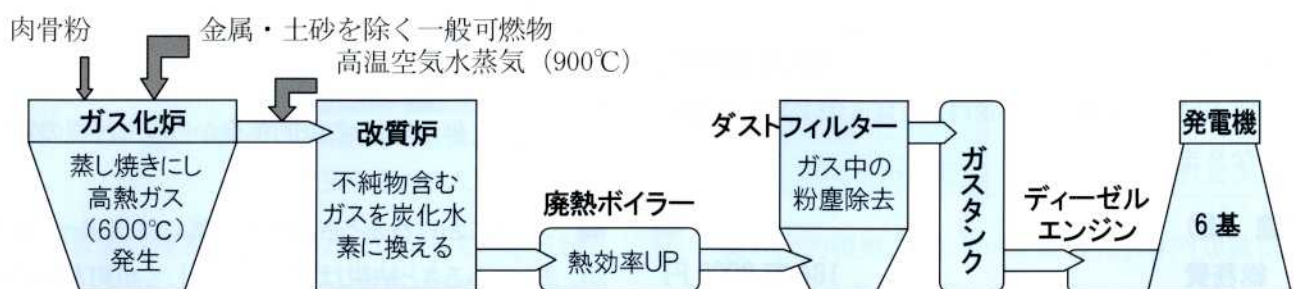
システムがうまく稼働せず、結果として、当局も止むなく「発電部門については断念せざるを得ない」との判断を示した。焼却部門については3割程度が稼働しているとのことであるが、環境センターは市内で発生するごみの全量を処理できる能力を持ち、さらには、処理コストはエネルギーセンターとするとはるかに効率的に処理している。

これまで報告したとおり、改善工事の見通しが全く立たず、設置目的である発電を断念したことは、既にエネルギーセンター本来の機能を喪失していると考えられる。このままの状態を放置すると、補助金総額をも上回る莫大な金額のムダを生むことが懸念され、「今後なお多くの労力と多額の経費をかけて運転を継続する」必要性についての説明責任が求められる。

従って、施設の設置者で、その判断すべき当事者である市当局は、会計検査院の判断結果や補助金適正化法の制限にとらわれることなく、早急に決断し、併せて、様々な状況を想定した財政計画や今後の法的措置を含めた体制作りにも早急に取り組まれるよう強く要請する。

なお、エネルギーセンターの動向については市民の関心が高いことや説明責任が果たされていないことから、市の広報や説明会等を活用し、市民に対して十分な情報提供を行うべきであることを申し添え、当委員会の中間報告とする。

市来一般廃棄物利用エネルギーセンター設計略図



※ これらの主要設備の周辺に、熱を効率的に発生および利用するための多種多様な装置・機器を設置

21年度から照島保育所民営化 図書館など11施設に指定管理者制度導入

平成20年第2回定例会（6月議会）を、6月5日から6月26日までの22日間の会期で開き、平成20年度一般会計補正予算や照島保育所を21年度から民間に移管するための条例改正など34議案を原案のとおり可決しました。

平成20年度一般会計は、今回584万5000円を追加し歳入歳出予算の総額がそれぞれ124億6284万5000円となりました。平成21年度から、照島保育所を民間に移管するとともに、図書館や市民文化センター、

アクアホール、中央公民館など11施設の管理運営に指定管理者制度を導入する条例改正を可決しました。

また、市来一般廃棄物利用エネルギーセンター調査特別委員会では中間報告を行いました。

総務企画委員会 主な審査内容

【補正予算】

平成20年度一般会計補正予算中、委員会付託分

（歳入）

1. 教育費委託金 292万8000円

これまでの子どもと親の相談員配置事業に代わり、新たにスクールソーシャルワーカー実践研究事業を実施します。

問 スクールソーシャルワーカーは、子どもと親の相談員と内容的には一緒か。

答 子どもと親の相談員は、児童・生徒と保護者を対象にした相談活動が主なものであった。スクールソーシャルワーカーは、教育相談の他、問題を抱えている家庭や学校への支援体制等、環境改善の支援をするものである。

2. 繰越金 291万7000円

平成19年度決算の繰越金は、実質4億2299万4000円となります。

（歳出）

1. 総務費 184万9000円

新たに入居があった芹ヶ野分譲地1区画分の定住促進対策補助金です。

専決処分

市税条例の一部改正

改正の主な内容

1. 個人市民税関係

① 寄附金税制の見直し

○所得税の控除対象寄附金のうち地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする。

（指定団体：県共同募金会、日赤鹿児島県支部）

○控除方式を所得控除から税額控除に改める。

○寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる。

・上限額：総所得金額等の25% → 30%

・適用下限額：10万円 → 5000円

○地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）税制の見直し

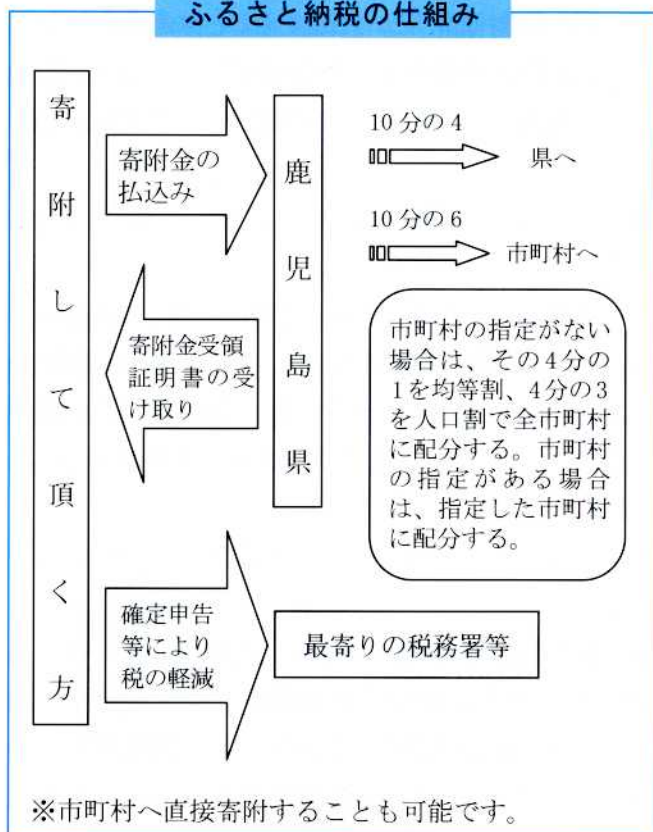
・上記の措置と合わせ、適用下限額（5000円）を越える部分について、所得割額の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額控除する。

② 平成21年10月から公的年金からの市民税の特別徴収制度が導入される予定です。

問 本市におけるふるさと納税の窓口は決まっているのか。また、ふるさと納税は県を窓口として市町村を指定した場合、市が6割、県が4割の配分であるが、直接市に寄附した場合はどうなるのか。

答 窓口は財政課となる。また、直接本市に寄附した場合、市が100%受け入れることとなる。なお、県を窓口として市町村を指定しなかった場合、6割の4分の1を均等割、残り4分の3を人口割で県内全市町村に配分することとなる。

ふるさと納税の仕組み



2. 固定資産税関係

① 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成20年1月1日現存している住宅を対象に30万円以上の省エネ改修工事を行った場合、120㎡を限度に翌年度分の固定資産税から3分の1を軽減する措置が新たに創設されました。

省エネ改修工事の対象工事は、

①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事で外気等と接するものの工事に限り、現行の省エネ基準に適合することが必要となります。省エネ基準に適合する証明書は建築士等が発行します。

② 新築住宅に対する固定資産税の減額特例が2年間（平成22年3月31日まで）延長されました。これにより、新築から3年度分（3階建て以上で耐火構造の住宅は5年度分）120㎡を限度に、固定資産税額が2分の1減額されます。

監査委員条例の一部改正

改正の主な内容

平成19年度決算分から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標と資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会に報告し、公表することとなった。これにより市民は本市の財政状況について、より詳しく知ることができるようになります。

実質赤字比率

・地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの

連結実質赤字比率

・一般会計や特別会計など全ての会計を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、財政運営状況を示すもの

実質公債費比率

・借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

将来負担比率

・地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

資金不足比率

・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの

教育民生委員会 主な審査内容

【補正予算】

平成20年度一般会計補正予算中、委員会付託分

(歳出の主なもの)

1. スクールソーシャルワーカー実践研究事業費

300 万円

スクールソーシャルワーカーは、串木野小学校、照島小学校、市来小学校及び教育委員会にそれぞれ 1 名配置

2. 自治公民館建設整備事業補助金 540 万 4000 円

袴田公民館の新築、平向公民館の増築、旭町公民館の補修に伴う補助金



増築中の平向公民館

3. 公民館等放送施設補助金 60 万 9000 円

堀公民館の放送施設を有線方式から無線方式への変更に伴う補助金

4. 老人福祉施設管理費 65 万円

市来高齢者福祉センター壁の雨漏り修繕料

市保育所条例の一部改正

市立照島保育所を平成 21 年 4 月から民間へ移管するための条例改正です。

問 なぜ民間へ移管しないといけないのか。

答 市立保育所の運営費は、国の示す私立保育所の保育所運営基準額に比べ、市立 3 保育所で年間約

4200 万円超過している。また、市立保育所運営に必要な経費の一部として、これまで国からの国庫補助金であったものが交付税となり、結果約 900 万円の減額となった。本市の厳しい財政状況を見直すうえで、市立保育所の民間移管は必要である。

問 民間へ移管した場合の本市財政への影響は。

答 直ちに財政状況が好転することは考えられないが、全体の人件費や業務等を減らすことにより、超過負担が減少し、数年後には成果が出てくると見込んでいる。

問 民間となり保育士が代わることで等により、児童などへの影響はないか。

答 民間移管にあたっては、児童に動揺、混乱を与えず、円滑に民間移管できるよう、照島保育所と移管先となる保育所の職員が一緒になって保育する“中継ぎ保育”を行う。また、保育サービス、保育料はこれまでと変わらない。

問 生福保育所、市来保育所の民間移管は計画どおり進めるのか。

答 照島保育所の民間移管による効果について、民間移管検討委員会や行政改革推進委員会等を活用し、1年程度かけて評価していき、生福・市来保育所の対応については、これらの検証結果や評価を参考にし、保育士の対応等も考慮しながら検討していきたい。



民間へ移管予定の照島保育所

川南地区広報研修館条例の一部改正

市来研修センター条例の一部改正

いずれも受益者負担の適正化及び公平化を図るため使用料を統一するもの

コミュニティセンター条例の一部改正

新たに使用料を徴収する条例改正

なお、使用料を徴収するのは、

- ① 使用者が収益を目的として使用する場合
 - ② 市外居住者がコミュニティセンターを使用する場合
 - ③ その他教育委員会が必要と認める場合
- ※地域の方々がコミュニティ活動として利用される場合は、これまでどおり無料

公民館条例の一部改正

中央公民館及び市来地域公民館を指定管理者に管理させるとともに両公民館の使用料を統一するための条例改正

健康増進センター豊楽館条例の制定

指定管理者に管理させるための条例制定

図書館条例の一部改正

多目的グラウンド条例の一部改正

市来運動場条例の一部改正

串木野庭球場条例の一部改正

市民プール条例の一部改正

いずれも指定管理者に管理させるための条例改正

問 指定管理者に管理させた場合、移動図書館等のサービス内容はどうか。

答 募集要領の中に現在のサービスを低下させないことを条件に盛り込み対応する。

問 指定管理者に管理させた施設で事故があった場合、責任の所在はどうか。

答 他市の例でも示されたように、指定管理者の責任にとどまらず、市としても指導監督上の包括的な責任問題が生じてくる。

市民文化センター条例の一部改正

いちきアクアホール条例の一部改正

いずれも指定管理者に管理させるとともに使用料を改定するための条例改正

産業建設委員会
主な審査内容

【補正予算】

専決処分

平成19年度一般会計補正予算

平成19年度国民宿舎事業会計補正予算

国民宿舎串木野さのさ荘の事業会計に2000万円の財源不足が生じたので、一般会計から国民宿舎事業会計に同額を繰り出したもの

平成20年度一般会計補正予算中、委員会付託分

(歳 出)

- 1. 商工費 120 万円
いちき串木野づくり産業まつりに対する補助金
- 2. 土木費 △ 718 万 3000 円

平成20年度公共下水道事業特別会計補正予算

(歳 入)

- 1. 国庫支出金 2130 万円
- 2. 一般会計繰入金 △ 718 万 3000 円
- 3. 市債 △ 1400 万円

(歳 出)

- 1. 公共下水道整備費 11 万 7000 円
今年度の公共下水道事業の汚水管渠整備（延長1,355m）のうち、国庫補助対象が当初105mであったものが1,105mに拡充されたことにより、一般会計繰入金及び市債が減ることになる。



公共下水道事業

勤労青少年ホーム条例の一部改正

勤労青少年の利用に支障を来さない範囲で勤労青少年ホームの更なる有効利用を図るにあたり、勤労青少年以外の者が使用料を払うことにより、施設を利用することができるようにするもの。

また、従来禁止していた物品販売及び有料での講演会、映写会等についても、10割増しの使用料を支払えば利用できる。

なお、ホーム登録者及び上名地区の方々が施設を利用する場合は、従来どおり無料。

問 なぜ新たに使用料を定めることにしたのか。

答 利用者の範囲が拡大されるに伴い、光熱水費等の経費の増大が見込まれ、施設運営費を圧迫することが懸念されることから、施設の円滑運営を図るため使用料を設定した。



新たに使用料が設定された勤労青少年ホーム

生福農業研修センター条例の一部改正

大里農産加工センター条例の一部改正

川上生活改善センター条例の一部改正

いずれも同様の農産加工施設でありながら、合併時に統一されていなかった使用料を、受益者負担の適正化及び公平化を図るため、統一するもの。

なお、大里農産加工センター及び川上生活改善センターの使用料の基本料金については、施行後2年間で年次的に調整される。

問 料金改定が施設運営に及ぼす影響は。

答 大里農産加工センター及び川上生活改善センターの現行の使用料では、指定管理者が行う施設運営に支障を来すことが懸念されていたが、使用者が使う光熱水費に見合う料金とすることで、円滑な施設運営ができるものとする。



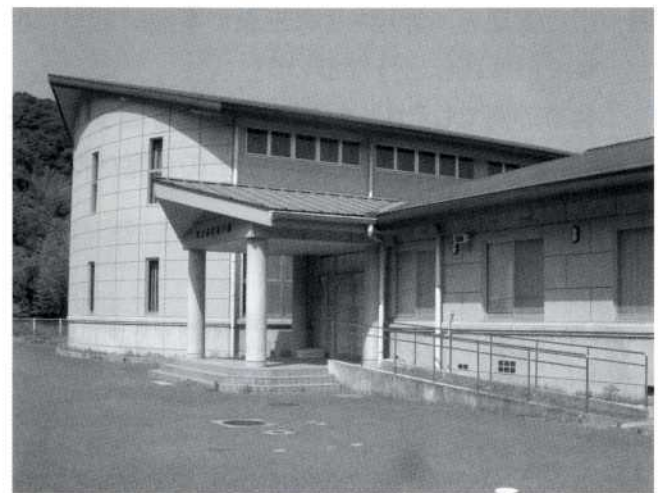
使用料が改定された川上生活改善センター

ドリームセンター条例の一部改正

農村交流施設条例の一部改正

ドリームセンター、農村交流施設(ふれんどパーク羽島、川北スポーツ公園)の使用料を内税方式に変更した。

なお、川上ふれあい館においては、類似施設との均衡を図るため、会議室の使用料を改定した。



川上ふれあい館

一般質問

6月11日、12日の本会議で12人の議員が一般質問を行いました。
この原稿は、議会会議録をもとに、質問した議員の責任においてまとめたものです。
(掲載は通告順)

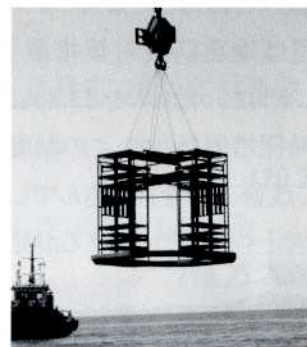


西別府治議員

管理型漁業推進のための協議会設置を 漁業関係者と協議する

問 漁業者の高齢化や燃料の高騰、魚価の安価で大変厳しい状況の本市の沿岸漁業も、遠洋漁業と同じように市が取り組む必要がある。本市の沿岸地域は、あじ、さば、いわし、いか等多くの魚の貴重な産卵場所である。機能が低下した人工魚礁の改善や、磯焼けにより海草の減少で、幼魚が育つ“藻場”(海のゆりかご)の造成を急ぐ必要がある。また、地球温暖化に伴う海水温の上昇による海の大きな変化に対応するため、市、大学、民間が協力した調査、研究を行い、継続可能な管理型漁業を行うための協議会は設置できないか。

答 沿岸漁業も大変厳しい状況にあり、漁業として大事に位置付け、燃料の高騰や食料問題等を含め全体的な協議を行う。また、魚礁の埋没箇所等の改善策についても、関係機関と一体となった検討を行う。今後も、鹿児島大学水産学部と連携しワカメや焼酎粕コンクリートの調査結果をもとに藻場造成に取り組み、官・民による協議会設置は、漁協関係者と協議する。県事業である吹上浜沖人工海底山造成の早期着工を県に要望し、漁場整備を進め、放流事業等つくり育てる漁業に取り組む。



海洋投入される貝殻魚礁



楮山四夫議員

中山間地農地 保全管理の支援を 今後検討したい

問 急傾斜地圃場整備地区では、法面が高く作業が非常に困難である。高齢化する農家の安全面からも高い法面については、足場の設置等考慮すべきと思うがどうか。

答 木柵は法面安定までの方策であり、管理用足場ではない。今後県と協議し、最善策を検討したい。

公設市場に支援を

支援措置する

問 日置北部公設地方卸売市場経営が厳しく、未だに役員も決まっていないと聞く。開設者、大株主である市として、改善等を講じられないか。

答 市場の取扱高が年々減少傾向にあり、経費の縮減はもとより、販売動向や売上対策の検討、使用料等についても検討していく。

難視聴地の解消策は

改善を申し入れる

問 市内にテレビ、携帯電話の難視聴地区がどのくらいあるのか。解消策としてどのように考えているか。

答 難視聴地区として8ヶ所あり、坂下、下山、平山、荒川、東冠岳、西冠岳、内門、木場迫、島内はテレビの共同アンテナが整備されている。地域で条件さえ整えばNHKによる支援措置があるので、活用してほしい。携帯電話の不感地帯解消は事業者の事業であり、事業者側もサービスエリア拡大に努めているようだ。市として正確な不感地帯の把握は困難である。



石野弘人議員

学校耐震工事を急げ

21年度までに4棟改修

問 中国四川省での大地震では、6500人もの児童生徒が倒壊した校舎の下敷き、生き埋めとなり犠牲となった。国の将来を担う子供たちをこのような形で失うことがあってはならない。いちき串木野市の小中学校の施設の耐震対策の計画はどのようになっているか。

国は地震防災対策措置法を、今までは地方負担が31.25%だったものを13.3%にするように改正した。3年間の時限措置なので、この制度を利用して22年度までの間に、改修工事を押し込んでしまったほうが、後年度の財政運営上も効率的と考えるが見解を伺う。

答 市内の小中学校施設は67棟で、旧耐震基準での建物(昭和56年以前の建築)が41棟で、診断を実施中である。その内15棟は耐震診断が済み、4棟が危険と判定されているため、21年度までに実施したい。残り26棟についてもできるだけ早く、第二次診断まで済ます必要がある。建築年数の古い物から調査を急ぐ。

※ 注)市来小学校は19年度に耐震化工事を終了



耐震化工事が終了した市来小学校



濱田尚議員

ふるさとアドバイザー

さのさ大使制度を拡充

問 本市にゆかりのある人とのネットワークを再構築し、市政への提言機能をより重視したふるさとアドバイザー制度の創設の考えはないか。

答 総合的な観点から、市の外側から見た意見の聴取が重要であり、今後さのさ大使制度を拡大充実させ、提言や助言、またふるさと納税への協力など市政運営、まちの活性化に生かしたい。

ふるさと納税

県と一体で活動する

問 鹿児島県はふるさと納税課を新設するなど積極的であるが、本市も県と協調しながらも、伝統文化や教育分野等への使途目的を明解にさせた、本市独自の寄付金条例などの体制整備の考えはないか。

答 市町村と県が協調しながら県全体での歳入確保を図っていくとする協議会に賛同しているので、基本的に一体となり活動を行っていく。また、納税者の意思を反映できるような基金の整備に向け努力したい。

その他質問

○道路行政について

- ・ 通行量の増大により、拡幅が急がれる市道島内松原線と島内交差点の改良
- ・ 離合が困難な海瀬橋の改良 (橋の角切り提案)
- ・ 見通しが悪く、狭隘な川上地区の市道葉楠線の改良 (道路上の案内板の改善等含む)



離合が困難な海瀬橋



吉尾逸郎議員

郵便局での証明書 発行と公金納付を

前向きに考える

問 遠隔地域における市民サービスの一環として、各種証明書（戸籍謄本、印鑑証明書等）の発行、また、公金（市民税、各使用料等）の納付を市内の郵便局でも取り扱えるシステムはできないか。

答 各種証明書の郵便局での発行については、今後利用需要を推計し、費用対効果に配慮しながら具体的に研究していきたい。公金の郵便局での納付方については、市民の皆様の公金納付の便宜を図る観点から協議を進め、速やかに導入していきたい。協議が整えば、具体的には平成 21 年度からの全体的な導入を目指していきたい。



東育代議員

市来漁港建設

県・国と協議

問 現在建設中の漁港を外海に建設することとなった趣旨・目的・経緯などについて伺う。

答 従来の市来漁港は水深が浅く、潮位の影響を受け利用が制約されていたので、潮位に関係なく漁業活動ができるよう現在地に建設することとした。

問 今後の事業計画はどうなっているのか。

答 港内の静穏度の向上と台風時の越波から整備済みの施設を守るため、物揚場造成計画を変更し、西防波堤を整備する。昭和 63 年から平成 19 年度までに 22 億 6000 万円を投資したが、平成 22 年度以降の整備については、財源確保が困難なことから、事業補助者である国、県と協議していく。

特認校の通学手段に 行政の方策を

不公平感ないよう
方策を探る

問 現在特認校である荒川小への特認校生の通学手段は西中のスクールバスを、土川小へは公用車をそれぞれ利用しているが、冠岳小、川上小への通学手段は、保護者が送り迎えしているのが現状である。特認校制度を利用したくても通学手段がネックとなって断念せざるを得ないケースも多い。小規模校を残すためにも、その通学手段に更なる行政の方策を講じるべきではないか。

答 特認校制度については「原則自力通学」を基本としながら、スクールバス、いきいきバス、公用車の新たな活用も考慮しながら、具体的な方策を検討していきたい。

その他質問

- 地域イントラネットサービスの導入について
- 総合体育館建設について

災害時の体制整備を

自主防災組織を推進

問 災害時の防災体制の整備、特に要援護者への避難支援の充実と地域の連携を図るべきではないか。

答 地域自主防災組織の協力を得て、避難誘導方法の整備を行う。

問 避難場所及び周辺地域等の環境整備はどうなっているか。

答 第 1 次避難場所 17 ケ所のうち、トイレ、水道は全てで完備、スロープなどバリアフリー化が整備済みは 11 ケ所、7 ケ所は耐震構造である。平成 21 年度は串木野西中学校体育館の耐震化工事を施工する予定である。また、順次バリアフリー化や耐震診断、耐震化工事を行う。

問 危険箇所の現状と対策はどうなっているか。

答 要整備箇所における整備の状況は、串木野地域 98 ケ所中 56 ケ所(57%)、市来地域 27 ケ所中 16 ケ所(59%)が整備済みである。対策については緊急性、優先度を考慮して年次的に整備していく。



中里純人議員

教育費が不十分

計画的な整備に努力

問 国から交付税として財政措置された学校図書購入費はいくらか。実際に本の購入に使われているのか。別の名目に流用されていないか。

答 平成 18 年度の交付税は小学校 199 万 2000 円で実際購入したのは 164 万円、中学校 173 万 8000 円で購入は 100 万円、平成 19 年度の交付税は小学校 306 万 1000 円で実際購入したのは 160 万円、中学校 261 万 8000 円で購入は 95 万円である(18 年度 109 万円、19 年度 312 万 9000 円の購入不足)。できるだけ交付税額になるよう学校図書充実に努力したい。

問 交付税として財政措置された教材費は教材(楽器・ハードル・平均台・地図など)の購入費に充てられているのか。

答 平成 18 年度の交付税は小学校 5809 万 2000 円で実際購入したのは 2410 万 7000 円、中学校 3618 万 3000 円で購入は 2299 万円、平成 19 年度の交付税は小学校 5469 万 3000 円で実際購入したのは 2592 万円、中学校 3081 万円で購入は 2215 万 6000 円である(18 年度 4717 万 8000 円、19 年度 3742 万 7000 円の購入不足)。教材の計画的な整備に努力したい。

問 学校の耐震化工事を加速させるために、市の負担を地方交付税により事業費の十パーセント程度に抑える「地震防止災害対策特別措置法改正案」が成立した。この機会に全ての小中学校の耐震診断・耐震工事をしてはどうか。

答 21 年度までに体育館 4 棟の工事をする。計画的に耐震診断をして工事を実施していく。



中村敏彦議員

学校耐震化を急げ

21 年度までに 4 棟実施

問 耐震診断が必要とされる 41 棟で、19 年度に診断された 10 棟の内訳と、体育館を優先した理由は何か。

答 体育館 8 棟、校舎が 2 棟。うち体育館の 4 棟が「耐震性が低い」との結果であった。体育館は柱と壁の構造で基本的に弱く、かつ緊急時の避難場所となっているので、全国的にも優先されている。

問 地震防災対策特別措置法改正で、自治体負担が 3 分の 1 から 1 割になったことを機に耐震化を急ぐべき。

答 診断だけで 1 棟につき 300 万円ほどを要するが、4 棟は 21 年度までに、他についても特別措置法の期限の 22 年度までにできるだけ耐震化したい。

地域防災対策

担当職員制度は検討

問 危険箇所の整備状況は、市来地域で 2 ポイント、今後もその程度の進捗率と受け止めてよいのか。

答 19 年度は 16 ヶ所の整備であった。事業の大小にもよるが、今後の進捗も概ね 2%前後になる。

問 旭地区では、多くの危険箇所の改善要望が出されているが、計画はあるか。

答 「市長と語る会」で指摘されたところは改善に取り組んでいるが、緊急性など考慮して実施する。

問 館のない自治会の数とそれら公民館への支援策をどのように考えているか。また、世帯数の減少した自治会への「担当職員制度」の導入は考えられないか。

答 145 自治公民館中 14 公民館に館がない。支援策として自主防災組織の結成などを促す。「担当職員制度」は検討課題と考える。



宇都隆雄議員

国道の歩道等 改良計画の現状は

事業認可の回答を得ている

問 平成19年第3回議会定例会一般質問で、国道3号線（市来農芸高校前）の局部改良について、国としてバス停を含めた計画で実施に向けていきたい旨の回答を得ているとの答弁を受けたが、その後どのように進められているか。

答 今年5月、再度の要望に出向き「交通安全上の必要性が認められ事業認可された。6月中に関係地権者の方々に説明をし、まとめ次第工事着手となる」との回答を得ている。市としても、地域住民が安全・安心して生活できるよう事業実施については国と一緒に努力していく。



竹之内勉議員

更なる安心安全へ 消防の取組みは

広域化も見据え取り組む

問 合併による消防でのプラス効果は。

答 市来地域において高規格救急自動車の配備により高度な救急サービスが出来るようになり、川南、川上各分団のポンプ車を更新できた。技術面でも日置消防から転任職員による山岳救助活動技術が導入できた。



消防団消防操法大会

問 救命救急は現場での対応力にかかっている。技術知識、士気の高揚について、また事務は事務方に任せるべきではないか。

県道未改良部分の整備を

今後も事業化に向け取り組む

問 県道郷戸市来線の迫地区の整備が終了したが、ダスキン工場付近の危険箇所の改良について、要望、計画はどのようになされているか。

答 現在の事業については、平成13年度から平成19年度までで終了となっている。この未改良区間については道路幅員が狭く、バス路線、通学路でもあり、県

改良が望まれる県道郷戸市来線
（ダスキン工場付近）

へ再三要望している。新規事業の導入になることから今後も引き続き要望していく。

答 消防職員委員会の定期開催により全職員の意見を反映するようにしている。消防学校等各種実習、研修等に出向させ、計画に基づいて日々技術の錬磨に励んでいる。事務については、今年から一名配属した。

地域の担い手確保は

地域特性に応じた
施策の展開を

問 職員が一丸となって意見を出す場があるか。空家バンク制度などのアイディアがほしいがどうか。

答 各課協議の機会があるごとに行っている。転入者のニーズにあった適切な情報提供ができるよう宅建業者、庁内関係部署との協議会を設置した。

新港活用施策に スピード感を

国、県と新たな
検討会実施

問 全方位的視野でスピードが必要だ。専門知識を持つ民間人起用は考えられないか。

答 意見指導を請いながら取り組んでいきたい。



東勝巳議員

後期高齢者医療 制度の廃止を

説明し理解を求める

問 後期高齢者医療制度のねらいは、75 歳以上のお年寄りを別枠に囲い込んで、肩身のせまい思いを味あわせ負担増と差別医療を強いて医療費を抑制することにある。こんな高齢者差別の医療制度は、きっぱり廃止すべきと思うが市長の所見を伺う。

答 この制度は大きな制度改革であることから、その意義、趣旨、さらには具体的内容について、広く市民にご理解いただくよう説明すべきだと考える。

駅駐輪場に屋根設置を

早急に対応したい

問 串木野駅は駐車場も駐輪場も整備され、見違えるよ

うになったが、通学の子どもたちが梅雨の時期などに合羽を着て駅まで来るが、着替える場所が無く、駐輪場に屋根を設置してほしいとの要望が寄せられている。串木野駅にも市来駅同様、駐輪場に屋根はできないか。

答 第一義的にはＪＲを利用する方々が駐輪するわけだから、やはり企業の責任としてＪＲが建設すべきものではないかと思うが、ＪＲと協議し早急に対応したい。

その他質問

- 防災対策について(水害対策、地震対策、原子力対策)
- 農業を続けたい人すべてを担い手として、家族経営を柱に本市農業の振興を図るべきではないか。
(価格補償・所得補償の創設、食料自給率の向上、外国産農畜産物の輸入規制等)
- 合併後、本市の人口の推移と人口増対策について
- “憲法9条を守る首長の会”のアピールについて



福田清宏議員

行政嘱託員制度の 見直しと拡充

各種意見を聞き改善する

問 行政嘱託員の員数と館長兼務の員数は。

答 行政嘱託員の員数は、串木野地域 87 人、市来地域 44 人の計 131 人。公民館長兼務の員数は、串木野地域 16 人、市来地域 21 人の計 37 人(約 28%)。

問 公民館長の行政嘱託員兼務は、この制度導入目的の公民館業務軽減に逆行しないか。逆行しなければ、兼務の館長の手元に住民登録者一覧や公民館別移動者一覧表が配布され、公民館活動の活発化の一助となり、自主運営を支援する行政の手立てとはならないか。

答 行政嘱託員は公民館推薦を基本とした。公民館の活動が市政推進の原動力である。公民館長や行政嘱託員の意見を聞いて実態を勉強し研究していきたい。

麓土地区画整理

事業費の増額を

早期完成に努める

問 事業計画の変更内容は。

答 建物移転補償費の再積算等により、事業費を 13 億 2700 万円増額し総事業費を 84 億 7000 万円に、事業期間を 5 年間延長し、工事完成を平成 29 年度とする。

問 予算を増額し、集中的な事業推進はできないか。

答 本市の厳しい財政状況により限られた普通建設費の中で、主要施策並びに実施計画の見直しを詳細に行い、麓土地区画整理事業の早期完成を目指していく。

公立・私立の幼稚園

保育料等の差異

調整は協議していない

問 差異のある保育料等の調整協議は。

答 協議していない。公立幼稚園保育料は 5700 円で入園料は徴収していない。国の基準を満たしていないので、今後、保育料及び入園料の改定を検討する。

第2回定例会（6月）の審議結果

専決処分の承認……4件

- いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について……………承認(賛成多数)
- いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………承認(賛成多数)
- 平成19年度いちき串木野市一般会計補正予算について……………承認(全会一致)
- 平成19年度いちき串木野市国民宿舎事業会計補正予算について……………承認(全会一致)

平成20年度いちき串木野市補正予算……3件

- 一般会計(第1号)……………原案可決(全会一致)
- 老人保健特別会計(第1号)…原案可決(全会一致)
- 公共下水道事業特別会計(第1号)……………原案可決(全会一致)

条例……………24件

- いちき串木野市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市企業立地の促進等による固定資産税の課税免除に関する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について…原案可決(全会一致)
- いちき串木野市保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市健康増進センター豊楽館条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市川南地区広報研修館条例の一部を改正する条例の制定について……原案可決(全会一致)
- いちき串木野市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市市来研修センター条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市公民館条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市図書館条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)

- いちき串木野市市民文化センター条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市いちきアクアホール条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市多目的グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市市来運動場条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市串木野庭球場条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(賛成多数)
- いちき串木野市商店街活性化施設ドリームセンター条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市農村交流施設条例の一部を改正する条例の制定について……………原案可決(全会一致)
- いちき串木野市生福農業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について…原案可決(全会一致)
- いちき串木野市大里農産加工センター条例の一部を改正する条例の制定について…原案可決(全会一致)
- いちき串木野市川上生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定について…原案可決(全会一致)

その他の議案……3件

- 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について……………可決(全会一致)
- 市道における事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて……………可決(全会一致)
- 市道における事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて……………可決(全会一致)

請願……………2件

- いちき串木野市の保育環境を充実させ、公立保育所の継続を求める請願……………不採択(賛成少数)
- 教育予算の拡充を求める請願……採択(全会一致)

意見書……………2件

- 教育予算確保に関する意見書……………原案可決(全会一致)
- 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書……………否決(賛成少数)



—表紙の写真—

土川小学校出張OPヨット・カヌー教室が6月26日(木)、7月2日(水)に開催されました。当日はB&G海洋センター指導者及び市民スポーツ課職員が講師となり、ヨット、カヌーの乗り方や基本的な操作方法等の指導後、いよいよ本番。最初は恐る恐るヨット、カヌーに乗り込んだ子供たちも次第に慣れ、上達していきました。太陽の日差しにも負けない土川っ子のはじけるような笑顔が印象的でした。



水中玉入れなどで水に親しんだ“アクアキッズ”

議会報告会

先の議会報告会で皆さま方から出された市長へのご意見・要望等に対して回答がありました。その内容については、各地区公民館長に配布してありますので、ご覧ください。

議会の動き (平成 20 年 5 月～8 月)

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 5 月 20 日 第 7 回エネルギーセンター調査特別委員会 | 7 月 9 日 岐阜県各務原市議会行政視察来訪
(一般質問での一問一答制) |
| 21 日 第 10 回議会広報特別委員会 | 第 15 回議会広報特別委員会 |
| 28 日 第 11 回議会広報特別委員会 | 10 日 議員定数調査特別委員会先進地行政視察
(南さつま市、日置市) |
| 6 月 2 日 第 12 回議会広報特別委員会 | 15 日 総務企画委員会 |
| 3 日 議会運営委員会 | 16 日 第 4 回財政問題議員研究会 |
| 5 日～26 日 平成 20 年第 2 回定例会 | 第 16 回議会広報特別委員会 |
| 5 日 本会議(開会) | 17 日 鹿屋市議会行政視察来訪
(議会報告会の取り組み) |
| 議員全員協議会 | 28 日 熊本県合志市議会行政視察来訪(広報研修) |
| 6 日 第 10 回議員定数調査特別委員会 | 29 日 総務企画委員会 |
| 9 日 第 8 回エネルギーセンター調査特別委員会 | 29 日～30 日 県市議会議長会定期総会 |
| 11 日～12 日 一般質問 | 8 月 1 日 産業建設委員会 |
| 13 日 議案質疑 | 第 17 回議会広報特別委員会 |
| 第 9 回エネルギーセンター調査特別委員会 | 5 日 教育民生委員会 |
| 第 13 回議会広報特別委員会 | 8 日 議会運営委員会
市町村政研修会 |
| 16 日 産業建設委員会 | 18 日 第 11 回議員定数調査特別委員会 |
| 17 日 教育民生委員会 | 19 日 第 11 回エネルギーセンター調査特別委員会 |
| 18 日 総務企画委員会 | |
| 24 日 議会運営委員会 | |
| 第 10 回エネルギーセンター調査特別委員会 | |
| 25 日 第 14 回議会広報特別委員会 | |
| 26 日 本会議(閉会) | |
| 議員全員協議会 | |
| 7 月 2 日 京都府亀岡市議会行政視察来訪
(「食のまち」の発信) | |

議会傍聴にどうぞ
車椅子のまま傍聴できます
次回の議会は 9 月 4 日開会です

編集後記

麦藁帽子、真っ黒に日焼けした子どもたち、線香花火など、どこか懐かしい夏本番の風景もあまりの猛暑に溶けてしまいそうです。地球温暖化の深刻さをより実感する今日この頃、「未来への責任」という言葉に一人ひとりの行動が問われています。議会も環境問題にはしっかり取り組み、住みやすいまちづくりを創造してまいります。

(濱 田)

議会広報特別委員会
委員長 中里純人
副委員長 中村敏彦
委員 東 育代
" 濱田 尚
" 石野弘人
" 宇都耕平